別表第１－９－①

工事成績評定運用表（共通）

◎施工体制

○施工体制一般　（土木・建築等・監督職員用）

考査項目	細　目	A	B	C
２．施工体制	①施工体制一般	施工体制が適切である。	施工体制に特に支障はない。	施工体制が不備で改善指示を行った。

［評価対象項目］

□　施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容および現場条件などを反映したものとなっている。
□　品質証明の資料が確認でき、品質証明の時期・確認項目が、工事全般にわたり、よく把握されている。
□　品質管理に関する社内体制が確立され、社内検査などの時期や確認事項が工事全般にわたりよく把握され有効に機能している。
□　設計図書の照査が十分で現場との相違があった場合は適切に対応している。
□　契約書、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映して工事を行っている。
□　作業分担と責任の範囲が施工体制台帳、施工体制図や施工計画書で確認できる。
□　施工体制台帳、施工体系図が整備され、施工体系図も見易い場所に掲げられ、現場と一致している。
□　工事カルテの登録は、監督職員の確認を受けた上で契約後１０日以内に行われている。
□　建設労働者の処遇改善のために建退共制度等への加入を促し、証紙の配布や受け払い簿等による管理が適切にされている。
□　下請けの施工体制、施工状況を把握し、部下等共によく指導している。
□　工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。
□　「施工プロセス」チェックリスト等で指摘事項が無かった。また指摘事項に対する改善が速やかに（次回点検までに）実施された。
□　その他（　　）

対象項目数	
評　価　数	

評価値　　（　　）評価数合計　／　（　　）対象項目数合計＝　　％

細目評価点　（・８０点Ａ　・６５点Ｂ　・５０点Ｃ）

※　当該「評価対象項目」の内、評価対象項目外は削除する。
※　削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はＢ評価とする。
※　該当項目が８０％以上確認できる場合・・・・・・・・・・・・（８０点）Ａ
※　該当項目が６０％以上～８０％確認できる場合・・・・・・・・・（６５点）Ｂ
※　該当項目が６０％未満確認できる場合・・・・・・・・・・・・（５０点）Ｃ
※　監督職員より文書にて改善指示を行った場合・・・・・・・・・（５０点）Ｃ評価とする。

別表第１－９－②

工事成績評定運用表（共通）

○配置技術者（土木・建築等・監督職員用）

考査項目	細　目	A	B	C
２．施工体制	②配置技術者	技術者が適切に配置されてい。	技術者がほぼ適切に配置されている。	技術者の配置が不備で工事現場の管理運営に支障をきたすことがあった。文書により指示を行った。

［評価対象項目］

- □　現場代理人として、工事全体の把握が出来ている。
- □　現場代理人として、監督職員との連絡調整を書面で行っている。
- □　契約書、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映して工事を進めている。
- □　現場作業において労働安全衛生規則で定める作業に作業主任者を選任し配置している。
- □　関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。
- □　建設業法第 26 条の２に定める専門技術者が配置されている。
- □　施工体制点検表で指摘事項が無かった。また指摘事項に対する改善が速やかに（次回点検までに実施された。）
- □　主任技術者または監理技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めた。
- □　契約書、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映して工事を行っている。
- □　工事施工にあたり関係官公庁等の関係機関と折衝および調整し、トラブルの発生がない。
- □　作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めている。
- □　書類整理、資料整理が適切に処理されている。
- □　施工に先立ち創意工夫または提案をもって工事を進めている。
- □　設計図書の照査が十分で現場との相違があった場合は適切に対応している。
- □　下請けの施工体制、施工状況を把握し、部下等共によく指導している。
- □　施工等に伴う創意工夫または提案により、品質、出来形、出来ばえの向上に努めている。
- □　「施工プロセス」チェックリスト等で指摘事項が無かった。また指摘事項に対する改善が速やかに（次回点検までに）実施された。
- □　その他（　　）

対象項目数	
評　価　数	

評価値　　（　　）評価数合計　／　（　　）対象項目数合計＝　　％

細目評価点　（・８０点Ａ　・６５点Ｂ　・５０点Ｃ）

※　当該「評価対象事項」の内、対象項目外は削除する。
※　削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はＢ評価とする。
※　該当項目が８０％以上確認できる場合・・・・・・・・・・・・・（８０点）Ａ
※　該当項目が６０％以上～８０％確認できる場合・・・・・・・・・（６５点）Ｂ
※　該当項目が６０％未満確認できる場合・・・・・・・・・・・・・（５０点）Ｃ
※　監督職員より文書にて改善指示を行った場合・・・・・・・・・・（５０点）Ｃ評価とする。